

研究ノート
1860年アンケートの検討—麻工業*

清水克洋**

(昭和61年3月20日受理)

An Inquiry into the 1860's Enquête—The
French Linen Industry

by Katsuhiro SHIMIZU†

This paper is composed of : 1, a summary of the 1860's enquête made by the French government of the French linen industry, 2, "a shortage of labourers" and the employment of foreign labourers, 3, the knowledge and policy of the committee which made the enquête, 4, a brief examination of the method of this paper.

本稿の構成は以下の通り。1. アンケートの概要。2. 労働力不足と外国人労働者雇用。
3. アンケート委員会の現状認識と政策。4. 方法について。

はじめに

われわれは、労働者に対する専制的指揮権としての資本概念を方法的視角に据え、1860年英仏通商条約締結に際してフランスで実施されたアンケートの分析を続け、すでに、金属、羊毛、綿工業については、その結果を発表した¹⁾。麻工業アンケート²⁾を対象とする本ノートの課題は、まず、他産業のアンケートとの基本的な共通点を確認し、可能ならば、1860年アンケートの全体的な性格規定にも接近することである。いま一つは、「労働力不足」、外国人労働者雇用という、麻工業に特有な問題点を解明することである。なお、麻工業の中での比重、アンケートにおける取り扱いを考慮して、亜麻工業を主な分析対象とする。

注

1) 拙稿、貿易自由化前夜のフランス綿工業「経済論叢」第130巻 第1・2号 昭和57年7・8月、フランス金属工業と貿易自由化「北見工業大学研究報告」第17巻 第1号 昭和60年11月、英仏通商条約とフランス羊毛工業「経済論叢」第137巻 第6号 昭和61年6月、参照。

* 1985年8月24日 経済史研究会(京都大学経済学部)夏季研究大会にて報告

** 北見工業大学一般教育等

2) Conseil Supérieur de l'Agriculture, de Commerce et de l'Industrie. *Enquête. Traité de Commerce avec l'Angleterre. V. Industries textiles. Chanvre, jute et lin. Soie et soieries. Tissus de crin et de caoutchouc. Vêtements, confectionnés*, Paris, 1861. 以下 *Enquête* (1860), V. と略記、麻工業はこの第 5 卷の約 1/2 を占め、代表的輸出産業たる絹工業と同じ比重で扱われている。フランス工業全体の中での位置からするなら過大な印象を受ける。ここでは、とりあえず、伝統産業であること、原料自給率の高さが考慮されたとしておく。ただし、主要部門である亜麻紡績業が 1847 年から 1857 年かけて、工場数で 112 から 176 へ、紡錘数では 282,000 錘から 452,000 錘へと急成長していることも見落せない事実である。Cf. Cl. Fohlen, *L'industrie textile au temps du Second Empire*, 1956. なお、当時のフランス麻工業については、服部春彦「フランス産業革命論」1968 年、本池立「フランス産業革命と恐慌」1979 年、松原建彦「リール織維工業地帯における機械化過程の諸特質」福岡大学経済学論叢」第 11 卷 第 1 号 昭和 41 年、参照。

1. アンケートの概要

第 1 表の通り、麻紡績業の証人が、当時の一般的水準よりも大規模な経営に集中したこと。さらに、「良い位置にあり、強力な工場は、関税率の 1/4 削減に耐えうるが、その場合多くの工場は閉鎖されざるをえないであろう¹⁾」との証言。これらの事実は、すでに得られた次の傾向を麻工業についても確認するものである。すなわち、諸産業部門において、大経営と小経営との生産力格差が存在しており、政府がアンケートによって把握しようとした実態は、もっぱら大経営のそれに片寄っていたことである。織布業の場合第 2 表の通り、所有織機台数が明らかになる証人だけで全フランスの約半数を占めていること、また、その証言内容から同じ結論を得る。

質問事項は、綿、羊毛工業とほぼ共通している。目につく相違点の一つは、紡績業についての第 5 項、亜麻関税廃止の亜麻栽培への影響³⁾、である。当時、亜麻工業は原料の 2/3 をフランス国内から調達しており⁴⁾、原料輸入にかんしては、農業との利害調節が不可欠であったこと

第 1 表 証人の経営規模（紡績業）

	1,000 錘未満	1,000~5,000 錘未満	5,000~10,000 錘未満	10,000 錘以上
（うち亜麻のみ）	1	6	5	6
1860 年アンケート		2	5	6
1864 年リール郡（亜麻）	10	86	10	51)

1) 服部春彦「フランス産業革命論」p. 344 より

第 2 表 麻 工 業 織 機 台 数

	機 械 制 織 機	手 織 機
証 人 の 所 有 台 数	1,254 台	9,323 台
全 フ ラ ン ス	2,500 台	20,000 台

を物語っている⁵⁾。同じく紡績業についての第15項、イギリスにおける装置の種類、価格、質にかんする知識の有無、および、この三点での両国の紡績工場比較⁶⁾、が大きな相違と言える。しかし、綿、羊毛工業でもこの視点は事実上存在し、金属工業については同主旨の質問がなされている。したがって確認すべきは、政府、アンケート委員会が、イギリスとの工場体制比較と呼ぶべきものを、1860年アンケートの一中心課題に位置づけていたことである。

麻工業家の証言が、この工場体制の問題に大きな比重をかけたことも、他産業にかんするアンケートと共に通であった。まず、イギリスとの生産費格差の最大の原因⁷⁾とされる労働生産性。紡績業の証人のうち10人が紡績工1人あたりの紡錘数についての質問に答え、それがイギリスの1/2~2/3にしかならないことを示す。織布業においても、機械制織機の場合、イギリスでは1人2台であるのに、フランスでは1人1台しか扱えないとする証言が支配的である。この生産性の差が、機械ではなく、主に労働力の質に起因すると把えられたことは、委員会と証人の次のやりとりが典型的に示すとおりである。すなわち、ある委員が「フランスにおいて、紡績工あたり紡錘数が少いのは、機械の配列や形にかかわるのか、それとも労働者の熟練、忍耐の欠如にかかわるのか」と質問したのに対して、一紡績業者は、「それは全く労働者にかかわる。というのは、われわれは、リーズ、ベルファストと寸分たがわぬ機械を使用するから」と答えるのである⁸⁾。織布業についても、「1人2台化を試みた。イギリス製の優秀な機械を使い、イギリス人監督を雇ったにもかかわらず成果をあげれなかった」との証言は、同じ原因把握を表明している。労働力の質の低さとして取上げられるのは、「熟練の不足」、「独立心、否、軽率」、「大気の下での労働」や「自分の家での自由な労働」を好むこと、などである⁹⁾。機械化については、イギリスに対して若干の遅れはあるものの順調に進んでいる¹⁰⁾のに比べ、これに照応すべき労働力形成が不十分であるとの認識が存在したと言える。

いま一つ、紡績工場の労働力編成についての証言から、その特徴として、全般的に婦人労働者の比重が高く、しかも、紡績工という基幹的部分を占めていたことが見て取れる¹¹⁾。性別構成を示す証言から作成した第3表は、大麻のみの工場を除くと、亜麻紡績の場合、全ての工

第3表 麻紡績工場の労働力構成

証言例	成人男子	婦人	児童
1	— (20%)	— (60%)	— (20%)
2	260人 (30%)	608人 (70%)	— —
3	150人 (25%)	350人 (58%)	100人 (17%)
4	51人 (22%)	127人 (54%)	56人 (24%)
5	70人 (28%)	150人 (60%)	30人 (12%)
6	115人 (27%)	222人 (53%)	85人 (20%)
7 ¹⁾	450人 (64%)	150人 (21%)	100人 (14%)

1) 大麻のみ。Enquête (1864), V. op. cit.

場で婦人労働者が過半数を越えていることを明らかにする。したがって、英、仏の工場体制、とりわけ、労働力が問題になる場合、焦点は、この婦人労働者にあてられているのである。工場体制以外では、要求関税率にかんして、糸 20~25%，織物 20~30% が多数を占め、基本的には、紡績と織布の対立は表面化せず、両者の全体としての保護が求められていること、¹²⁾また、原料輸入にかんして、その自由化が強く要求されていること¹³⁾を指摘するにとどめよう。

注

- 1) *Enquête (1860)*, V, p. 37. 現行関税率は過大であるとして、「一般的には、20% で十分。私自身については 16% でよい」との証言も同主旨である。Ibid., p. 56.
- 2) ただし、織布業の場合、少数ではあるが農村の小織布業者の代表も呼ばれている。この証人は、機械制織布や、紡績業と、自分たちの利害の対立を隠さない。
- 3) Cf. *Enquête (1860)*, op. cit., p. XIV.
- 4) 亜麻繊維の生産量は、1852 年 33,500 トンから、1862 年 57,400 トンへと増大している。亜麻輸入量は、1852 年 19,900 トン、1860 年 19,800 トンである。Cf. Cl. Fohlen, op. cit., pp. 162, 133.
- 5) これは約 1/2 を自給する羊毛工業にも共通である。狭くは工業原料輸入、広くは貿易制度全般をめぐって、農工間の利害対立が存在しており、農業利害切捨てへの世論誘導が 1860 年アンケートの一つの重要な狙いであったと考えられる。1834 年アンケートとの比較はこれを明らかにするであろう。
- 6) Cf. *Enquête (1860)*, op. cit., p. VX.
- 7) 原料、燃料、機械、利子、工場規模、税金、保険なども指摘される。Cf. Ibid., pp. 34, 76~80, 94~96.
- 8) Ibid., pp. 13, 316.
- 9) 「イギリスでは紡錘あたり生産量は極めて大きい。原因は、紡錘をより速く動かせる労働者の熟練にある」。「我国の労働者は、仕事が定まらず、専門性に欠け、未熟練である」。「我々の産業の劣位は周知のとおり、労働者にインテリジェンスや大擔さが欠けていることではなく、彼らの独立心、呑気、軽率から生ずる」。「婦人は、いやな規則に従わねばならない工場よりも、大気の下で働くことを好む」。「織布工は自分の家で行う自由な労働 le travail libre を好む」。Ibid., pp. 89, 81, 91, 194, 308.
- 10) 紡績業の場合、全面的な機械体系についての証言はなく、使用機械の種類を指摘する証言が 3 つとどまっているが、機械体系の一応の確立は明らかである。織布業では、22 人中 12 人が機械制織布を営み、14 人が何らかの形で手織に対する優位を認めていた。まさに過渡期であった。
- 11) Cf. *Enquête (1860)*, V. op. cit., pp. 39, 51, 118, 127, 133, 200, 236.
- 12) 証人のうち 8 人、つまり、それぞれにとって約 1/3 が兼営業者であることも影響している。ただし、「原料糸が安価になれば輸出回復の可能性も」、あるいは、「全ての農村織布業者の利害は、ノール、ソムの紡績業者のそれと対立する」との証言もあった。Ibid., pp. 403,
- 13) 態度を表明する紡績業の証人 15 人中 13 人が関税廃止要求。ただし、2 人の反対者もあり、彼らは、原料栽培、紡績、織布という麻産業全体の保護を要求する一つの有力な立場を代表する。

2. 「労働力不足」と外国人労働者雇用

工場体制にかかわって、麻工業アンケートには、とくに紡績業の場合、「労働力不足」という特有な問題意識が見られる。その証言数は多くはないが、内容から判断して、一般的な事態を反映していると考えることができる。いくつか特徴的なものを検討してみよう。「No want

of menとの掲示板、これこそイギリスの状況を示すものである。逆に、フランスでは掲示板は労働者を呼び寄せるためのものであって、遠ざけるためのものではない¹⁾。この同じ証人が次のようにも言う。「欠勤や病気による機械の停止に備えるために10%の余分な労働力が必要である。……労働力不足は欠勤労働者への厳しい対処を妨げている。というのは、罰金制度は労働者の仕事の放棄によって実施できず、規律強化がなしえないのである」¹⁾と。イギリスに比べた労働力不足と、それが労働規律の確立を妨げているとの認識である。また、「イギリスの紡績業主が1人の紡績工を雇えばよいところを、われわれは2人雇わねばならない」とし、「労働者の能力の低いことが労働力不足の原因である」¹⁾と結論する証言もある。「豊富な労働力」をイギリス優位の大きな原因に数える証人が2人²⁾。さらに、「イギリス人労働者は特定の仕事にとどまることによって熟練を獲得するのに対し、フランス人労働者は絶えず仕事を変えるのでそれが得られない」との別の4人の証言も、言葉こそ違っても、同じ認識を表わすものである。すでに見た労働力の質についての証言も考え方を合わせるならば、以下のように言える。すなわち、イギリスでは、麻工業の機械化は歴史があり、しかも少数の都市に集中し、十分な数の労働力を生み出していること、そして、それが労働者相互間の競争を通じて、特定作業の習熟、労働規律の確立をもたらしているのに対し、フランスにおいては、逆に、労働力不足と、労働者の未熟練、規律の欠如が規定し合っている、と。

ところで、ここでの「熟練」が、主に紡績女工のそれであることを思い起すなら、次の点も重要である。すなわち、一方で、すでに見た機械体系の確立は婦人労働者をその主要な担い手とするほどに旧来の手工的熟練を解体していること、したがって、ここでの「熟練」とは機械取扱いの習熟以上のものではないと考えられること、しかし、他方では、この「熟練」の差、あるいは、そのような労働者を「自由に調達」できるか否かが国際競争戦において決定的な意味を持つこと、少なくとも、そのように認識されていたことである。次の証言の意味は明瞭であろう。「一人の紡績女工が熟練と敏捷さを手に入れ、最大の仕事をできるようになるには3~4年かかる」³⁾。

この問題解決策として登場してくるのが、外国人労働者、とりわけスコットランド人女工の雇用である。まず、紡績業者の証人の中で、スコットランド人紡績女工を雇用する例が5つあり、うち1例は、雇用紡績女工50名のうち45名がスコットランド人であり、他2例は、34人、28人と多数を雇用し、残り2例は数人の雇用にとどまる、という事実を確認しよう。もちろん、外国人労働者の全労働者に占める比重はそれほど高いものではない。しかし、その持つ意味が、見かけ以上に大きかったことは否定しえない。例えば、一紡績業者の次の証言も、その一端を表わすものである。「ある工場が営業を停止したとき、その全てのイギリス人労働者が他の工場に雇われていったことは、その需要の大きさの証明である。私がルーアンへかけつけたときには全てが終っており、一人も雇えなかった」⁴⁾。彼女たちは、イギリスよりも高い賃金、旅費の支給、無料の住宅提供などによって集められた。このように費用をかけてもフ

ランス人労働者との生産性の差は大きく、教育費用なども考慮すると「スコットランド人に高給を払う方が有利」⁵⁾と言われる事態が生じていたのである。委員会は、これを極端に押し進めた姿として、「すべてをスコットランド人にすれば?」⁶⁾という質問さえしている。イギリスに比べた労働の質の低さと、労働力不足とが相互に規定し合い、国際競争戦で決定的な劣位となっているとの認識はすでに見た。ここでは、それを、外国人労働者の大量雇用によって解決しようとするほど、フランス亜麻紡績資本家にとって、問題が深刻であったことを、確認できる。もちろん、この解決策は、高賃金の他に、「数が十分でなく、しかも、通常故国を離れるのはエリートではなく、品行に問題のある労働者である」⁶⁾と言われるように、限界があった。現実には、フランス人労働者の教育のために少数を雇うことの方が多いと考えられる。にもかかわらず、大量雇用という少数の事例の根底にある問題の大きさが見落されてはならないであろう。

織布業の場合にも、イギリス人織布工を雇う例が3つ。また、その需要が満たされていないとの証言も見られる⁷⁾。ただし、紡績女工のような大量雇用の例はなく、教育上の役割にとどまった。ところが、織布業には、別の興味深い証言が一つある。ノール県とベルギーの両方に工場を持つ一織布業者の例である。「まだ6年しかたっていないので、ベルギーでの生産も費用はかかる。それでもフランスとの生産費の差は十分に感じられる。……ベルギーでは加工賃が低いとともに、労働者が気むずかしくなく、質の劣った糸で製造させることが可能である⁸⁾」と。つまり、外国への資本投資によって、生産費格差、労働力の質の差を克服しようとする動きである。この例は、わずか一つであり、織布業全体から見れば、例外的なものであろう。しかし、ここにも紡績業と同じく、問題と、それに対する資本家の認識の深さが示されている。

注

1) *Enquête (1860)*, V, *op. cit.*, pp. 40-41, 120. 摊系業にも「労働者不足」との証言。Cf., *Ibid.*, p. 121.

2) 「労働力を自由に調達できる点でスコットランドは大変有利である。我々はいつも予備を維持しておかねばならず、余計な費用がかかる」。イギリスの優位は、「とりわけアイルランドの低廉な労賃と豊富な労働力」にあり、逆にフランスでは、「賃金の上昇にもかかわらず、良質な労働者を保持するのは大変困難である」とする証言も。*Ibid.*, pp. 201, 8-10.

3) *Ibid.*, p. 8. イギリス人開麻工を雇うという例もある。Cf. *Ibid.* p. 14.

4) *Ibid.*, p. 15. 「もっと雇いたい」とする別の証言もある。Cf. *Ibid.*, pp. 172-174.

5) *Ibid.*, p. 91.

6) *Ibid.*, p. 15.

7) 「イギリス人と比べ1/2しか生産できないので、彼女たちを教育するためにイギリス人織布女工を3人呼び寄せた。6人欲しかったが、他の工場でのイギリス人女工虐待のうわさで3人しか得られなかったのである」。*Ibid.*, p. 62.

8) *Ibid.*, p. 355.

3. アンケート委員会の現状認識と政策

保護主義と自由貿易主義と言われる周知の対立をはらみながら、工業家とアンケート委員会は、機械制大工業の推進=イギリス化、すなわち、労働力の問題克服を中心とする工場体制強化という点では、現状認識、政策ともに一致していることは、これまで諸部門について見てきたところである。麻工業においても、一部には、亜麻、大麻の原料栽培、手織の保護など農村工業としての麻工業の存続を要求する証言¹⁾も見られるとは言え、基本的には同じ事態を確認しうる。ここでは、委員会がベルギー人から得た興味深い証言を見ておこう。それは、ベルギー亜麻工業家の保護貿易から自由貿易政策への転換の事実である。すなわち、「織布業でのdraw-back 制採用以来、わが国の紡績業の活動は2倍になり大いに繁栄した」として、現在は、イギリスとの競争を恐れず、むしろ、自由貿易を求めるとの証言である²⁾。委員会は、「競争は、新しい力、知られざる活力を発展させ、現在、不都合にも維持されている高価格を下げる気になるだろう」²⁾とこれを絶賛し、フランス人証人に対し、「ベルギーと同じことがフランスでは起りえないか」²⁾との質問を試みてもいる。このベルギーの事実が事前に知られていたかどうか。また、その後、この認識がフランス政府にどれほど影響を与えたのかはつまびらかにしない。しかし、その自由化政策を支持する重要な一根拠となったことは疑いえない。また、これとかかわって、フランスの亜麻織布業者自身からも draw-back 制の要求が出ていることも無視しえない動きである。

注

1) 「200,000人の織布工は農業にとっての自由な人手であり、農業的でも工業的でもある人口があれば、農業、工業、その住民全てにとってよいことである。……農村から都市への人口移動を望まないなら、政府は織布工を十分保護すべきである」。*Enquête (1860)*, V. op. cit. pp. 145-146.

2) *Ibid.*, pp. 286, 290, 325.

4. 方法にかんして

以上の麻工業アンケートの検討は、労働者に対する専制的指揮権としての資本概念といふわれわれの方法的視角について若干の考察を必要にする。われわれは、これまでのところ、この概念を基本的には工場内における関係として取扱い、工場外の労働者に対する支配も、その延長として把えてきた。例えば、手織工に対する織元の支配、製鉄業主の外部労働者支配などである。しかし、麻工業で見られた、あるいは、そこで表面化した、「労働力不足」や、外国人労働者雇用は、資本の指揮権を、これまでとは異なる意味で、工場外に拡張すること、すなわち、総資本による、総労働者階級に対する指揮権として理解し、取扱うことを求めている。もちろん、経済理論には、産業予備軍の存在をまって、初めて資本による労働者支配が完成される、との周知の命題がある¹⁾。その意味では、資本による労働者に対する指揮権概念そのものが、

もともとこの内容を含んでいたとも言える。しかし、これまでのところ、少なくとも、フランスにおける具体的な事実の検討の際には問題になってこなかった。麻工業における労働力不足による指揮権貫徹の困難という事態は、史実から、概念の広い解釈を促すものである。さらに、外国人労働者雇用、あるいは資本輸出による問題解決は、資本の指揮権を世界市場と結びつけて考えるだけでなく、指揮権そのものの国際的広がりを考慮すべきであることを示している²⁾。

注

- 1) Cf. K. Marx, *Das Kapital*, 1953, Bd. SS. 668-669, 675. (『マルクス＝エンゲルス全集』1965年②b. 832-834, 840ページ)。熟練労働者の資本による「所有」、その国際競争戦上での意味については、Cf. *Ibid.*, SS. 598-603. (同上, 746-753ページ)。なお、この点については、尾崎芳治氏、幸田亮一氏から貴重な教示、示唆を得た。

- 2) この点で興味深いものとして、松原建彦「フランス産業革命期における人口動態と労働事情」『福岡大学経済学論叢』No. 12, 1976年。